

消費者ネットワーク

2020年4月10日

第271号

一般社団法人
全国消費者団体連絡会
発行責任者 浦郷由季

TEL : 03-5216-6024
FAX : 03-5216-6036



消費者裁判手続特例法に基づく 初の被害回復裁判で勝訴！！

東京医科大不正入試、受験料返還義務を認める判決が確定

2018年に発覚した東京医科大学の不正入試問題。女子学生や浪人生等を不利にする得点調整が行われたことで多くの受験生が不利益を受けました。この少額多数の消費者被害に対し、特定適格消費者団体の消費者機構日本は2016年に施行された消費者裁判手続特例法に基づく初の被害回復裁判として、2018年12月に受験料などの返還を求め提訴しました。

2020年3月6日、裁判所は性別や年齢等の属性によって差別することは法の下での平等を定めた憲法の趣旨に反し、このような選考基準を予



(消費者機構日本による会見)

め明らかにしなかったことは不法行為にあたるとして、東京医科大学の受験料返還義務を認め、原告被告ともに控訴せず判決は確定しました。今後は2段階目の手続きとなる簡易確定手続に入ります。

もくじ

消費者裁判手続特例法に基づく初の被害回復裁判で勝訴！！	1. 2. 3
座談会「消費者庁と消費者団体との更なる信頼関係構築に向けて」(前編)	4. 5
世界の消費者情報(2020年世界消費者権利の日)	6. 7
消費者行政新未来創造オフィスたより	8
開催報告「FIT制度抜本見直しに関する説明・意見交換会」	9. 10. 11
会員活動報告	11
意見提出／編集後記	12

お知らせ：次号は5月15日(金)発行です